計画相談の流れ

①申請

- 利用者は、市・町にサービス利用（新規・追加・更新）の申請をする。

②契約

- 利用者は、市・町から送付される「利用計画案提出依頼書」を指定特定相談支援事業者に提出し、契約する。

③計画案作成

- 契約した事業所に利用計画案を作成してもらう。
- 利用者は、その計画案を他の必要な書類と一緒に市・町に提出する。

障害支援区分認定調査 → 市・町による → 障害支援区分認定

④支給決定

- 利用計画案を参考に、市・町が支給決定をする。
- 支給決定の内容が書かれた受給者証が利用者に届く。

サービス担当者会議

- 利用計画案に基づき、支援内容や今後の支援の方向性を確認、サービス提供事業所の調整
- 本人・家族の参加もできる

⑤計画作成

- 支給決定の内容に基づいて、相談支援事業所が利用計画を作成する。
- 利用者は、その利用計画を市・町に提出する。

⑥サービス利用開始

- 利用者は、サービス提供事業所と契約してサービスを利用する。

⑦モニタリング

- 受給者証にあるモニタリング期間に合わせて、相談支援事業所が定期的に見直しをする。